

事務連絡  
令和6年5月27日

関係団体各位

山口労働局労働基準部健康安全課長

令和6年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

平素より、労働安全衛生行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の「団体経由産業保健活動推進助成金」につきましては、令和6年5月20日より、令和6年度分の受付が開始されておりますので、積極的にご活用頂きたく、ご案内申し上げます。

この助成金は、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等からの健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体は1,000万円））が助成されるものとなっています。

なお、産業保健サービスを提供する医師や保健師については、労働者の健康管理等に関する知識のある方が望ましく、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師を積極的にご活用ください。

詳細は、別添のリーフレットのほか、当局HPの助成金バナーからリンクしている独立行政法人労働者健康安全機構のHPの本助成金の支給要領、手引き等をご参照いただきますようお願いします。



# 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の**90%**（**上限500万円**）（一定の要件を満たした団体※は**1,000万円**）を助成します。※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

## 対象となる団体等

次のうちいずれかであること

### 事業主団体等

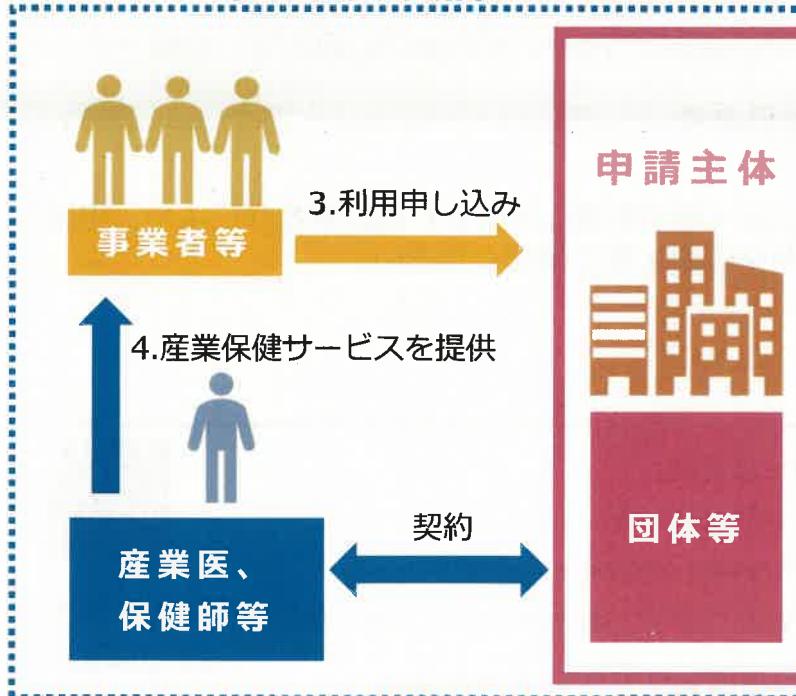
事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

### 労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

## 助成の仕組み

### サービスの流れ



### 助成金の流れ



## 対象となる産業保健サービス等

産業保健サービスで助成対象となるのは以下の①～⑦のとおりです。

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**※
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**※
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発**※

※化学物質取扱に係る健康相談、改善指導、研修等も対象になります。

この他、事務の一部を委託する費用も対象となります。

## 助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 1. 実施計画提出<br>(交付申請) | 〆切 : 令和6年12月27日(金) 必着  |
| 2. 計画承認             | 1の受付後、原則30日以内  |
| 3. 助成対象             | 計画を承認された期間（最長で令和7年2月21日まで）において、提供されたサービスの費用+事務費の総額の90%（上限あり） |
| 4. 助成金支給申請          | 計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和7年2月28日のうち、いずれか早い日まで 必着        |
| 5. 助成金の支給           | 令和7年3月31日まで  |

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

## お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。



チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

電話番号：0570-783046

(R6.5)